

- ・須田会長より、無断郵送事件につきましては、倫理委員会から来ている通知を送りました。
- (質疑)吉岡理事より、再審議をしてお金の請求はしない、それから通知は送らないということで、決をとったと思うのですが。
- (回答)須田会長より、その後の常任理事会で、お金を取るということじゃなくて、倫理委員会からの通知書を添付して送ることにしました。
- (質疑)吉岡理事より、常任理事会の方が理事会の決議より優先するということですか。
- (回答)須田会長より、常任理事会の専権事項というのもあって、それに含まれるだろうということで、判断しました。
- (質疑)内田理事より、やっぱり理事会決議というのは、常任よりも私は上だと思っているので、慎重にやった方がよいと思います。
- (回答)須田会長より、申し訳ございません。今後、その辺は注意していきますのでよろしくお願ひします。
- (11)第165回関プロ協議会議事録
- (12)日事連:建賠保険の募集について
- (13)日事連:第23回既存住宅状況調査専門委員会議事の概要
- (14)東京都建築士事務所協会主催:関プロ青年交流会
- (15)建築士事務所登録等のオンライン化について
- (16)千葉県:新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策について(通知)
- (17)その他

## 令和4年度 第1回理事会報告

開催日時:令和4年4月21日(木)15時00分~17時00分

開催場所:千葉県建築士事務所協会会議室及びZoom

出席理事 出席:24名・欠席:2名/監事 出席:2名・欠席:0名

### <審議事項>

#### (1)会員異動報告 正会員入会・賛助会員の入会 承認の件

・栗本総務委員長より、有限会社山口住宅建設の君津支部の山口浩司氏が入会されます。

◎賛成:賛成多数で承認された。(鈴木理事未確認)

#### (2)令和4年度第50回定時総会議案書 承認の件

・栗本総務委員長より、総会の目次、会議次第について報告及び訂正、令和3年度の事業報告承認項目について説明。

①第一号議案 令和3年度事業報告(総括・各委員会報告・会務報告)承認の件

・須田会長より事業報告(総括)について説明。各委員会委員長及び担当副会長から令和3年度の委員会の事業について報告。会務報告については須田会長より説明。

◎賛成:賛成多数で承認された。(諸佐理事未確認)

②第二号議案 令和3年度決算 承認の件(監査4月14日)

・佐久間会計理事より、令和3年度の決算について資料に基づき報告された。特定資産について会館建設引当資産を会館建築費用準備金として入れ替えることを説明。

・監査報告については井上監事より事業報告、法人の財産及び損益は適正に行われている旨が報告された。

◎賛成:全会一致で承認された。

③報告事項(令和4年度事業計画・収支予算)

※前回の理事会で報告されており、審議事項としない。

#### (3)令和4年度第50回定時総会議案書送付に係る輪番表承認の件

・栗本総務委員長より、総会議長団輪番表が説明され、議事録署名人で松戸支部の青山会員から大和田会員に変更する旨が提案された。(承認後、支部長に連絡)

◎賛成:全会一致で承認された。

#### (4)総務委員会:令和4年度定時総会及び懇親会事業計画承認の件

・栗本総務委員長より、本部からの支出費用及び当日のスケジュールについて説明。懇親会についても費用及び当日のスケジュールを説明。

◎賛成:全会一致で承認された。

#### (5)事業委員会:令和4年度新規登録開設者「建築士事務所」講習会について

・中村事業委員長より、3月2日の開催予定分がコロナのため、延期したもので、12月の第5回で承認された事業です。

◎賛成:全会一致で承認された。

#### (6)広報委員会:ホームページのリニューアルについて

・田端広報委員長より、前回の理事会でリニューアルすることが承認され、2社から見積を取り、これまでホームページの維持管理をいただいている第一デザインに依頼します。また、進捗状況については逐一、理事会に報告します。各種講習会等のビデオをユーチューブ公式ページを使い、会員の情報伝達できるようにします。

◎賛成:全会一致で承認された。

#### (7)景観まちづくり委員会:委員会規則の変更について

・出堀景観まちづくり委員長より、前回の理事会で報告した事項を規程審議委員会で審議いただき、以下の部分を変更しました。

①第4条、副委員長を2名以内、委員を8名以内で委員会の構成員数を11名以内とする。②第9条、事業報告書を景観整備運営委員会に提出しなければならない。③第13条、三として「景観まちづくりアドバイザー登録名簿」の管理者は景観まちづくり委員会委員長とし、別途担当者を定めるを追記します。④第14条 登録の有効期間は原則3年とする。以上4点です。

(質疑)須田会長より②の事業報告書を景観整備運営委員会とあるが、「運営委員長」がよいのではないか。

(回答)出堀理事より、「運営委員長」に変更します。

(質疑)諸佐理事より、景観まちづくりアドバイザーは、第10条で登録した建築士事務所とあるが、個人ではないのか。事務所が登録するのか。

(回答)出堀理事より、現在の名簿は事務所名と個人名が併記されています。

・須田会長より補足説明として、景観まちづくりアドバイザーは登録された建築士事務所の正会員とするとします。

◎賛成:全会一致で承認された。

#### (8)松戸市空家等対策協議会委員の推薦依頼について

・福田副会長より、松戸市より委員の推薦依頼があり、委員として松戸支部副支部長の権田武人氏を推薦します。